

平成26年度定期監査（県立病院局）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成26年度定期監査

(2) 監査の対象

平成25年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

6機関について、平成26年5月から同年7月まで実施した。

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施した。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、4機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の2機関においては、指摘事項はなかったものの次のとおり是正又は改善を要する3件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 (法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの)
該当なし

文書注意事項 (指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの)
3件

(2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
県立病院局	報告：平成26年10月1日 公表：平成26年10月3日	報告：平成27年3月23日 公表：平成27年3月31日

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
県立病院局		
始良病院	工事に伴う契約保証金について、預り金として	1 再発防止の対策 現金で納付された契約保証金につ

機	関	名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
		<p>の会計処理がなされていないものがある。</p>	<p>いては、預かり金として会計処理を行い、納付の翌営業日までに出納取扱金融機関の預金口座に収納することとした。</p> <p>また、事務処理に係るチェック体制を整えるとともに、自主検査の強化を図るなどの改善策を講じた。</p>	
		<p>給食材料費の過払いがある。</p>	<p>1 再発防止策</p> <p>事務処理に係るチェック体制を整えるとともに、自主検査の強化を図るなどの改善策を講じた。</p>	
	<p>薩南病院</p>	<p>赴任旅費の不足払いがある。</p>	<p>1 再発防止対策</p> <p>事務処理に係るチェック体制を整えるとともに、自主検査の強化を図るなどの改善策を講じた。</p>	